

利用者のために

本書は平成20年度に実施した作物統計調査（指定統計第37号）及び特定作物統計調査（承認統計）のうち、面積調査の結果を収録したものである。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、農業の生産基盤となる耕地と土地利用の実態を調査し、生産対策、需給対策、構造対策等に関する農業行政を推進するための資料を作成することを目的としている。

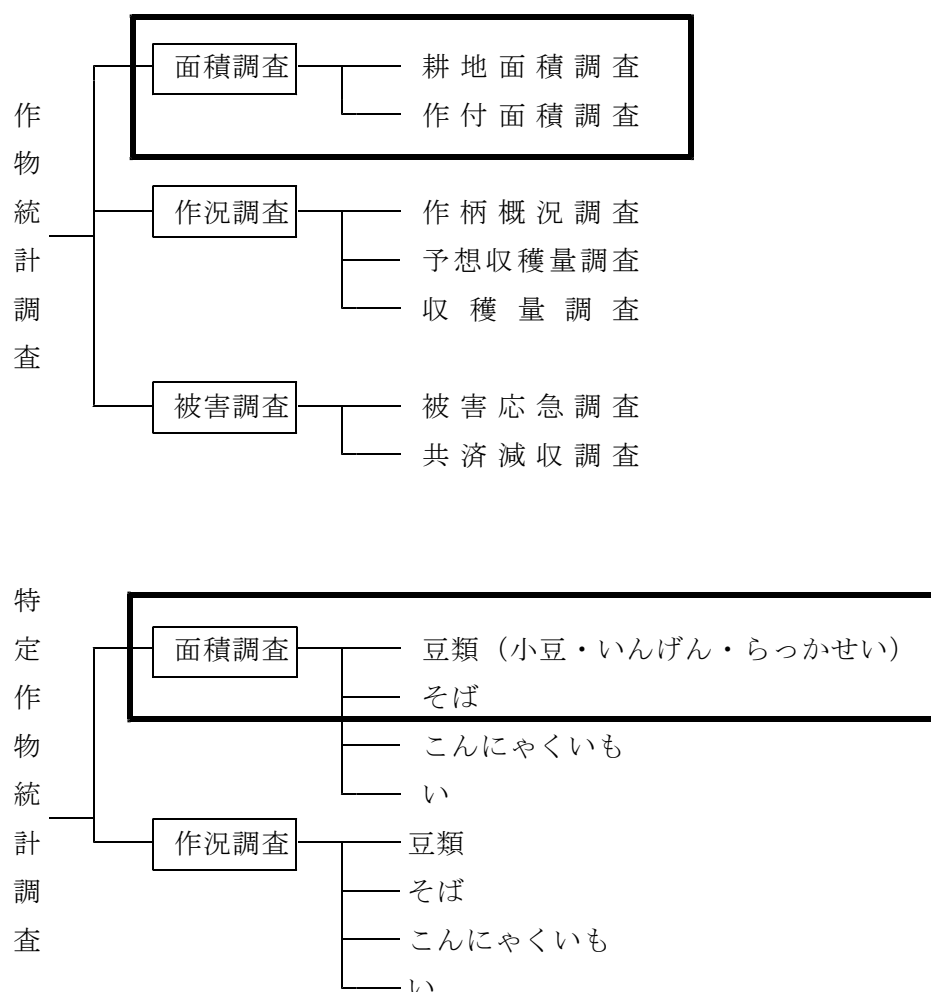
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第37号）として作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）により実施している。また、特定作物統計調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条の規定に基づき総務大臣の承認を受けた統計報告として実施している。

(3) 調査の機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

(4) 調査の体系と編さんの範囲（太線部分が本書に編さんする範囲）



(5) 調査対象

ア 耕地面積調査

全国の田耕地及び畑耕地を対象とする。

イ 作付面積調査

調査対象作物の栽培の用に供された全ての土地を対象とする。

(6) 調査事項

本調査における面積は水平投影面積とし、次の事項について調査する。

ア 耕地面積調査

(ア) 耕地の種類別面積（田、畑（樹園地及び牧草地を含む。））

(イ) 耕地の種類別の拡張及びかい廃面積

イ 作付面積調査

作物の種類別作付面積

(7) 調査期日

ア 耕地面積調査

耕地面積	平成20年 7 月 15 日
耕地の拡張・かい廃面積	平成19年 7 月 15 日～20年 7 月 14 日

イ 作付面積調査

水稻、果樹、茶	平成20年 7 月 15 日
豆類	平成20年 9 月 1 日
陸稲、麦類、そば、かんしょ、飼肥料作物	収穫期

注：北海道の小豆、いんげん、らっかせいについては、7 月 1 日調査

(8) 調査方法の概要

ア 耕地面積調査及び水稻作付面積調査

(ア) 耕地面積及び水稻作付面積

母集団から抽出された「標本単位区」に対する統計・情報センター職員又は調査員の対地標本実測調査によって行った。

対地標本実測調査は都道府県をいくつかの地域に区分し、その地域を単位として調査を行い、都道府県別に面積を推定している。その概要は次のとおりである。

なお、対地標本実測調査の効率が悪い遠隔地、離島、市街地等については、巡回・見積り、関係機関からの情報・資料収集、空中写真の利用等によって把握している。

a 母集団の編成

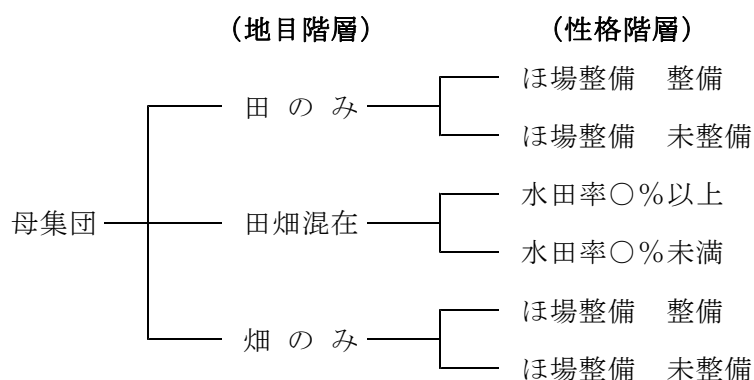
母集団は、全国の耕地とその周辺にある開墾可能な土地を、国土基本図、空中写真等の資料に基づき、耕地面積が約 2 ha（北海道は約 10ha）となるような地続きの区域に分割した「単位区」（全国で約 194 万単位区）の集まりであり、単位区別に田畑別筆別（区画別）の耕地面積（地籍図、土地登記簿等の公図、公簿あるいは地図から求積して得た面積）を整理した単位区台帳を整備している。

なお、宅地等への転用や耕作放棄など現況の変化を反映するように毎年計画的・継続的に単位区を再編成するなどの母集団整備を実施している。

b 階層分け

編成した単位区は、地域ごとに調査精度の向上を図るため、①耕地のほとんどが田であれば「田のみ」階層、畑であれば「畑のみ」階層というように、地目に着目した階層分けを行い、②次にそれぞれの階層内の単位区についてはほ場整備状況、水田率等に応じた分類を行い、階層内の単位区の性格が均一になるように階層分けを行っている。

階層分け模式図（例）



c 標本配分・抽出

標本は、都道府県別に田畑別耕地面積及び水稲作付面積ごとに所要標本数を算出して階層別に配分を行い、当該階層から無作為に標本単位区を抽出している。

d 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の全筆（全区画）について、事前に台帳に整理した筆別（区画別）の面積に対する現況の耕地面積、水稲作付面積及び田の不作付面積の比率を見積り、この比率に台帳の筆別面積を乗じて、現況の面積を算出する。

e 推定

田畑別の耕地面積、水稲作付面積及び田の不作付面積についてそれぞれ行う。

階層別に実査により得られた、標本単位区の台帳面積（水稲作付面積及び田の不作付面積については田の台帳面積）の合計に対する標本単位区の見積り面積の合計の比率を全単位区の台帳面積の合計に乘じ、さらに測量修正率（台帳面積に対する実測面積の比率を別途測量した結果等に基づき推定したもの。）を乗じることにより、全体の面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本の現況面積合計}}{\text{標本の台帳面積合計}} \times \text{全単位区の台帳面積合計} \times \text{測量修正率}$$

なお、耕地の内訳となるけい畔面積については、別途実測により推定したけい畔割合（率）を推定結果に乘じて算出している。

(イ) 耕地の拡張・かい廃面積

巡回・見積り、関係機関の資料、空中写真等の利用によって把握している。

なお、耕地の拡張・かい廃は、平成19年7月15日から平成20年7月14日までに生じたものである。

イ 作付面積調査

(ア) 水稻作付面積

アの(ア)による。

(イ) 水稻以外の作物の作付(栽培)面積

関係団体に対する往復郵送調査によって行い、巡回・見積り、関係機関からの情報・資料収集により補完している。

(9) 対地標本実測調査における標本数及び調査結果（全国）の精度

標本単位区：38,502単位区

区 分	標準誤差率（％）
耕地面積（田）	0.13
（畑）	0.29
水稻作付面積	0.34

注：標準誤差率（％）＝標準誤差÷推定値×100

(10) 統計の表章範囲

本書に掲載した全国農業地域及び地方農政局の区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

2 統計項目の定義等

統計表のうち、主な項目の定義等は次のとおりである。

(1) 耕 地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

ア 本 地

直接農作物の栽培に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地をいう。

イ けい畔

耕地の一部にあつて、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦のことで、田の場合、たん水設備となる。

ウ 田

たん水設備（けい畔など）とこれに所要の用水を供給しうる設備（用水源・用水路）を有する耕地をいう。

エ 普通田

水稻の栽培が可能な状態である田をいう。

オ 特殊田

普通田以外の田のことをいい、れんこんやわさび等の栽培を常態とするものをいう。

カ 畑

田以外の耕地をいう。これには、通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。

キ 普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除いたもので、通常、草本性作物、苗木等を栽培するものをいう。

ク 樹園地

畑のうち、果樹、茶などの木本性作物を1 a以上集団的（規則的、連続的）に栽培するものをいう。

なお、ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びたけのこの栽培を行う竹林を含む。

ケ 牧草地

畑のうち、牧草の栽培を専用とする畑をいう。

(2) 拡張（増加要因）

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、すでに作物を栽培しているか又は次の作付期において、作物を栽培することが可能となった状態の耕地をいう。

拡張面積は、開墾、干拓・埋立て及び復旧によって生じる。田畑別に見た場合は、田畑転換によっても生じる。

ア 開 墾

山林、原野、牧野、池沼（公有水面を除く。）及び雑種地を耕地にすることをいう。

宅地、塩田等を耕地とする場合もこれに含めた。

イ 干拓・埋立て

湖沼、その他の公有水面を、干拓又は埋立てして耕地とすることをいう。

ウ 復 旧

自然災害によってかい廃した耕地が再び耕地になることをいう。

砂利採取地からの復旧もこれに含めた。

(3) かい廃（減少要因）

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態の土地をいう。

かい廃面積は、自然災害及び人為かい廃によって生じる。田畑別に見た場合は、田畑転換によっても生じる。

ア 自然災害

山くずれ、河川決壊等の災害により、耕地が流失、埋没、陥没あるいは土砂流入によって、耕地としての利用ができなくなったものをいう。

イ 人為かい廃

工場用地、道路・鉄道用地、宅地等及び農林道等への転用、植林、その他（うち耕作放棄）に区分され、その内容は以下のとおりである。

(ア) 工場用地

主に工場用地としてかい廃するもので、それに付属する倉庫、資材置場、道路、引込線などの施設用地も含む。

また、鉱業、建設、電気、ガス、水道関係の施設用地も含めた。

(イ) 道路・鉄道用地

主に産業輸送に使用する道路、鉄道用地としてかい廃するもので、農林道を除く道路及び公営私営の鉄道関係の施設用地を含む。

また、航空、港湾関係の施設用地、農業用水路以外の水路用地も含めた。

(ウ) 宅地等

主に住宅、学校用地及び公園、その他公共用社会福祉施設、会社等の厚生福祉施設用地としてかい廃するものである。

また、卸売、小売などの商業用地、墓地及びゴルフ場なども含めた。

(エ) 農林道等

主に農林業自体に使用する道路、用排水路用地としてかい廃するもので、農業資材置場、農産物貯蔵場、農業用倉庫、共同選果場、乾蒔場などの農業用施設用地を含む。

また、養魚池、網干場なども含めた。

(オ) 植林

人工造林（種子の直まきを含むが、苗木の栽培は含まない。）で山林としたものである。

(カ) その他

耕作放棄地（荒地）、水没地及び河川用地となったものである。

転用先不明のものもこれに含めた。

(4) 田畑転換

田を畑に、畑を田に地目変換することをいう。

田畑転換は、耕地内の田（畑）から畑（田）への転換であり、田畑別には拡張・かい廃の面積に計上しているが、田畑計では実質上の拡張・かい廃面積とはならないものである。

(5) 作付面積

水稻、麦など、は種又は植え付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物が生育している面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積り、作付面積として計上した。

(6) 栽培面積

果樹、茶など、1度のは種又は植え付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物が生育している面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積り、栽培面積として計上した。

(7) 不作付面積

所定の調査期日において、作物のは種又は植付けがない本地面積をいう。不作付面積は本地のみを対象とし、けい畔は含めない。

(8) 夏期全期不作付面積

夏期全期（当該地帯のおおよそ水稻の栽培期間）を通じて不作付けの状態の本地面積をいう。

(9) 果樹の成園、未成園

成園とは、生産物の販売額がその年に投入した肥料等の流動資本を上回るようになった果樹園をいい、未成園とは、定植して成園になるまでの果樹園をいう。

(10) 園地栽培

果樹、茶などの木本性作物が1a以上集団的（規則的、連続的）に栽培されている状態をいう。

(11) 茶園の専用茶園

茶の栽培が1か所に1a以上集団的に栽培され、かつ、この茶園で混作・間作がないものをいう。

(12) 年産区分

統計表示の場合の年産区分は、その作物の収穫年次とした。

(13) 作付(栽培)延べ面積

稲、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、その他の作物別にみた作付(栽培)面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする水稻二期作栽培や季節区分別野菜などにより、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とした。

(14) 耕地（本地）利用率

耕地（本地）面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合である。

$$\text{耕地（本地）利用率（\%）} = \frac{\text{作付(栽培)延べ面積}}{\text{耕地（本地）面積（7月15日現在）}} \times 100$$

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

ここに掲載した統計数値は、下記の方法によって四捨五入しており、全国計と都道府県別数値の積上げ、あるいは合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		7けた以上 (100万)	6けた (10万)	5けた (万)	4けた (1 000)	3けた以下 (100)
四捨五入するけた(下から)		3けた	2けた		1けた	四捨五入しない
例	四捨五入する前(原数)	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	四捨五入した数値(統計数値)	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(2) 記号について

本書の統計表示については、次の記号を用いた。

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4ha→0 ha）

「△」： 減少したもの

「x」： 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

(3) 秘匿方法について

本書統計表において、秘匿箇所が1カ所の場合には、全体からの差し引きによって推定できるため、秘匿箇所を複数箇所にして「x」表示している。

なお、(1)により四捨五入されている場合は、差し引きによっても推定できないため、秘匿箇所のみ「x」表示としている場合もある。

4 本統計書についての問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課 面積統計班

電話 (代表) 03(3502)8111 内線 3681

(直通) 03(6744)2045